

災害復旧・復興対策

第 1 章

災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 被害の調査	*総合政策部、*総務部、都市政策部、全部局
第2 公共施設等の復旧	*総合政策部、*総務部、*都市政策部、*教育委員会事務局、全部局
第3 激甚災害の指定	*総合政策部、*総務部、全部局
第4 激甚災害指定による 財政援助	*総合政策部、*総務部、全部局
第5 特定大規模災害	*総合政策部、*総務部、全部局

第1 被害の調査

実施担当	*総合政策部、*総務部、都市政策部、全部局
------	-----------------------

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額等、その他必要な事項等を調査し、速やかに府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

実施担当	*総合政策部、*総務部、*都市政策部、*教育委員会事務局、全部局
------	----------------------------------

1 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、国又は府が査定を速やかに実施できるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

市、府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

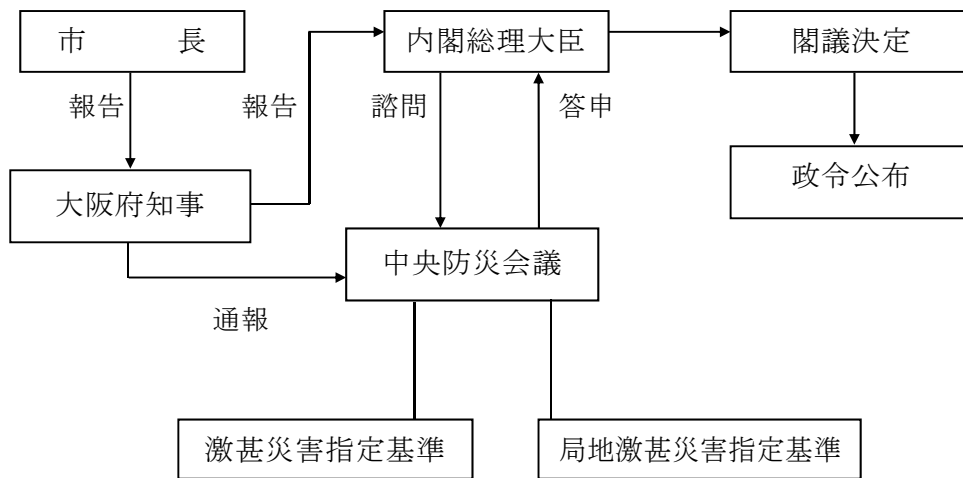
第3 激甚災害の指定

実施担当	* 総合政策部、* 総務部、全部局
------	-------------------

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため必要な手続きを進める。

※資料 43 「激甚災害及び局地激甚災害指定基準」

【激甚災害指定の手続きの流れ】



第4 激甚災害指定による財政援助

実施担当	* 総合政策部、* 総務部、全部局
------	-------------------

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成

(4) その他の特別の財政援助及び助成

※資料45「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局」

第5 特定大規模災害

実施担当	* 総合政策部、* 総務部、全部局
------	-------------------

府は、特定大規模災害*を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

※特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害をいう。

第2節 被災者の生活確保

市及び府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、支援金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行うものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 災害弔慰金等の支給	* 総合政策部、* 健康福祉部、全部局
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	* 総合政策部、* 総務部、* 健康福祉部、全部局、府社会福祉協議会
第3 り災証明書の交付等	* 総合政策部、* 総務部、* 健康福祉部
第4 租税等の減免及び徴収猶予等	* 総務部、* 健康福祉部、全部局
第5 住宅の確保	* 都市政策部
第6 被災者生活再建支援金	* 総合政策部、* 総務部、* 健康福祉部、全部局

第1 災害弔慰金等の支給

実施担当	* 総合政策部、* 健康福祉部、全部局
------	---------------------

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 本市の区域において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が故意または重大な過失による場合

イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金については、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれ

かの者に対し、条例に定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

- (4) 災害障害見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

実施担当	* 総合政策部、* 総務部、* 健康福祉部、全部局、府社会福祉協議会
------	------------------------------------

市及び大阪府社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災者に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

大阪府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得世帯等に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 り災証明書の交付等

実施担当	* 総合政策部、* 総務部、* 健康福祉部
------	-----------------------

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立するとともに遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際には、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施に努める。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

り災証明の発行や被災者台帳の作成にあたっては、「被災者支援システム」を活用する。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

実施担当	* 総務部、* 健康福祉部、全部局
------	-------------------

- (1) 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。
- (2) 府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。
 - ア 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - イ 府税の還付又は減免
 - ウ 徴収猶予
 - エ 滞納処分の執行停止、換価猶予
- (3) 府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。
- (4) 市は、「地方税法」及び「泉大津市市税条例」に基づき、市税の減免及び徴収猶予等の適切な措置を行う。
- (5) 市は、「国民健康保険法」及び「泉大津市国民健康保険条例」等に基づき、減免及び徴収猶予等の適切な措置を行う。
- (6) 市は、「介護保険法」及び「泉大津市介護保険条例」等に基づき、減免及び徴収猶予等の適切な措置を行う。
- (7) 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講じる。

第5 住宅の確保

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

1 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

4 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸し付けを行う。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を行う。

第6 被災者生活再建支援金

実施担当	* 総合政策部、* 総務部、* 健康福祉部、全部局
------	---------------------------

1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金の迅速な支給を要請する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）における自然災害。

(3) 支給対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるもの

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(3)ア～ウの世帯 100万円
- ・上記(3)エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

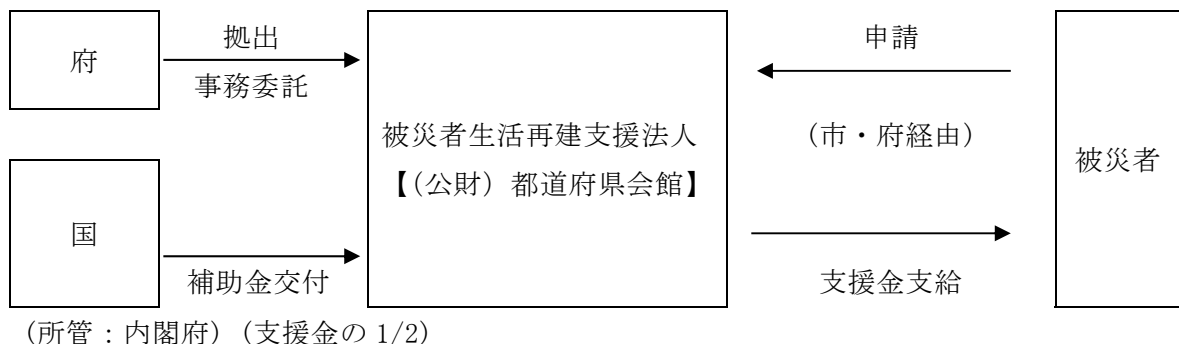
- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・住宅を補修した場合 100万円
- ・住宅を賃貸した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ いったん住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合については、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



第3節 中小企業の復興支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市の措置	* 総合政策部、* 総務部
第2 融資の種類	* 総合政策部、* 総務部

第1 市の措置

実施担当	* 総合政策部、* 総務部
------	---------------

市は、あらかじめ泉大津商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、泉大津商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。

第2 融資の種類

実施担当	* 総合政策部、* 総務部
------	---------------

1 日本政策金融公庫

災害の程度に応じて融資条件を定めて、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。

2 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者及び中小企業協同組合に対して、その再建資金の貸し付けを行う。

3 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農漁業関係者の復興支援

市は、災害により被害を受けた農漁業者又は農漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農漁業の生産力の回復及び経営の安定を図るため、資金の融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 市の措置	*総合政策部、*総務部
第2 資金の融資	*総合政策部、*総務部

第1 市の措置

実施担当	*総合政策部、*総務部
------	-------------

農漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

実施担当	*総合政策部、*総務部
------	-------------

- (1) 天災融資資金（天災融資法）
- (2) 農林水産業資金
- (3) 大阪府農林漁業経営安定資金

第5節 ライフライン等の復旧

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、府、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、近畿地方整備局、日本放送協会、民間放送事業者、鉄道事業者
------	--

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1 上水道

(1) 復旧計画

- ア 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、各水道事業者等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

2 下水道（府、市）

(1) 復旧計画

- ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、市及び府のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3 電力（関西電力株式会社）

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、関西電力株式会社のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、市）

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、府及び市のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

(1) 復旧計画

- ア 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等

の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害発生時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道（鉄道事業者）

(1) 復旧計画

ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

9 道路（近畿地方整備局、府、市）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、府及び市のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2章

災害復興対策

第1節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建や地域経済の再生を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 基本的考え方	全部局
第2 現状復旧	全部局
第3 復興計画の作成	全部局
第4 関西広域連合における復興に向けた取組み	全部局

第1 基本的考え方

実施担当	全部局
------	-----

市域に大規模な災害が発生し被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

また、迅速で円滑な都市の復興と安全で快適な都市づくりの両立を図るため、大阪府震災復興都市づくりガイドラインを指針に復興プロセスを推進する。

そのためにも市は、府と連携し、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国・府等関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行い、基本方針を決定する。

第2 現状復旧

実施担当	全部局
------	-----

災害発生直後は、当面、現状復帰復旧を基本とするが、将来に発生する災害に対応するよう、中・長期的視野に立って、発災直後にすべき緊急対応・緊急対策と、中長期的対策を区分して取り組むことが望ましく、復旧対策では緊急対応・緊急対策を、復興対策では中長期的対策を基本として各種事業を進めていくこととする。

第3 復興計画の作成

実施担当	全部局
------	-----

1 復興計画の考え方

- (1) 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は国・府その他関係機関と協議のうえ復興計画を策定し、諸事業と調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- (2) 市は、復興が迅速に進むよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。
復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。
- (3) 市は、復興計画の迅速かつ的確な策定と遂行を図るため、広域調整や国・府との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (4) 市は、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画策定段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのない住民の生活安全と環境保全に配慮した防災力の高いまちづくりを目指す。

2 復興計画の項目

市は、次に掲げる事項について定めることとする。復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、計画の策定過程において、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第4 関西広域連合における復興に向けた取組み

実施担当	全部局
------	-----

関西広域連合は、他分野事務局と連携をとり、職員派遣などによる復興計画策定支援、復興に関するノウハウの提供、提言等を行う。

また、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、関西広域連合は必要に応じて、関西全体の将来像を見据えた復興の指針となる「関西復興戦略」を策定する。